

中央区国民健康保険料率の改定等について

👉 令和8年度の中央区国民健康保険料率の改定等を行う。

▶ 特別区長会にて令和8年度特別区国民健康保険基準保険料率が決定したこと等を受け、所要の改定を行う。

1 内容

1 保険料率における子ども・子育て支援納付金分の新設

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行による、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正に伴い、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等に必要な費用に充てることを目的とした子ども・子育て支援納付金が創設された。区市町村等の医療保険者が当該納付金を国へ納付するに当たり、被保険者から徴収する保険料に、納付に要する費用（子ども・子育て支援納付金）を含めることとする。

2 保険料率等

		令和7年度	令和8年度	増減	
基礎分	所得割率	7.71%	7.51%	▲0.20ポイント	※ 本区の保険料率については23区の一体的水準を確保するため、統一保険料方式によることとしている。 ※ 賦課限度額、賦課割合も改定。別紙参照 ※ 新設される子ども・子育て支援納付金分についても、各種軽減（低所得、未就学、産前産後）の対象に含める。
	均等割額	47,300円	47,600円	+300円	
後期高齢者支援金分	所得割率	2.69%	2.80%	+0.11ポイント	
	均等割額	16,800円	17,600円	+800円	
介護納付金分	所得割率	2.25%	2.43%	+0.18ポイント	
	均等割額	16,600円	17,800円	+1,200円	
子ども・子育て支援納付金分（新設）	所得割率	—	0.27%	+0.27ポイント	
	均等割額	—	1,800円	+1,800円	
	18歳以上均等割額	—	73円	+73円	

中央区国民健康保険料率の改定等について

3 均等割額の軽減

均等割額の改定に伴い、低所得者の均等割額の軽減額（7割、5割、2割軽減）、未就学児の均等割額の軽減額（5割、1.5割、2.5割、4割軽減）の改定を行う。軽減額は別紙のとおり。

4 18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金分均等割額の軽減

子どもがいる世帯の負担が増えないよう、18歳未満の被保険者については子ども・子育て支援納付金分の均等割額を全額軽減する。軽減した均等割額のうち公費負担以外の分については、18歳以上の被保険者に18歳以上均等割額として賦課される。

5 低所得者に係る軽減判定所得の見直し

低所得者の保険料負担を軽減する措置として均等割額の軽減の判定所得を引き上げる。

- ・5割軽減の対象世帯：被保険者の数に乗すべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げ
- ・2割軽減の対象世帯：被保険者の数に乗すべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げ

2 改正を要する条例

中央区国民健康保険条例
(昭和34年11月中央区条例第22号)

3 施行予定日

令和8年4月1日

4 その他

令和8年2月19日開催の中央区国民健康保険運営協議会から原案を適当と認める答申を得ている。

【 賦課限度額及び賦課割合 】

	基礎分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分	
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度
賦課限度額	66万円	67万円	26万円	26万円	17万円	17万円	—	3万円
賦課割合	64 : 36	65 : 35	65 : 35	65 : 35	63 : 37	63 : 37	—	65 : 35

【 保険料均等割額の軽減額 】

(1) 低所得者の保険料均等割額の軽減額

	基礎分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分		子ども・子育て支援納付金分 (18歳以上均等割)	
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度
均等割額	47,300円	47,600円	16,800円	17,600円	16,600円	17,800円	—	1,800円	—	73円
7割軽減額	33,110円	33,320円	11,760円	12,320円	11,620円	12,460円	—	1,260円	—	52円
5割軽減額	23,650円	23,800円	8,400円	8,800円	8,300円	8,900円	—	900円	—	37円
2割軽減額	9,460円	9,520円	3,360円	3,520円	3,320円	3,560円	—	360円	—	15円

(2) 未就学児の保険料均等割額の軽減額

	基礎分		後期高齢者支援金分		子ども・子育て支援納付金分	
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度
均等割額	47,300円	47,600円	16,800円	17,600円	—	1,800円
5割軽減額	23,650円	23,800円	8,400円	8,800円	—	900円
1.5割軽減額	7,095円	7,140円	2,520円	2,640円	—	270円
2.5割軽減額	11,825円	11,900円	4,200円	4,400円	—	450円
4割軽減額	18,920円	19,040円	6,720円	7,040円	—	720円

1 納付金及び標準保険料率について

国民健康保険事業は平成30年度以降、都道府県単位で運営することとなり、都道府県が財政運営の責任主体となっている。

- ・都道府県は、区市町村へ保険給付に要する費用を全額交付する。
- ・区市町村は、都道府県に対し「国民健康保険事業費納付金」を納付する。
- ・区市町村は、都道府県が定める「標準保険料率」を参考に保険料率を決定する。

【令和8年度中央区国民健康保険事業費納付金】

区分	納付額
基礎分	3,628,635,792円
後期高齢者支援金分	1,393,680,246円
介護納付金分	560,466,123円
子ども・子育て支援納付金分	130,092,578円
合計	5,712,874,739円

【令和8年度中央区標準保険料率】

基礎分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分		
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	18歳以上均等割
7.97%	49,656円	3.02%	18,721円	2.57%	18,799円	0.32%	1,954円	98円

2 特別区基準保険料率等の設定について

(1) 国保制度改革に伴う対応方針

将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行。

⇒ 原則、23区統一で対応

(2) 令和8年度特別区基準保険料率算定における基本的な考え方

① 特別区独自の激変緩和措置期間の終了について

平成30年度の国保制度改革による保険料負担急増を回避するため、特別区では納付金の94%を賦課総額に組み入れ、年1%ずつ引き上げていく「独自激変緩和措置（令和6年度まで）」を実施。しかし新型コロナウイルス感染症拡大等により、計画通り進めることができなかったことから、当初計画から2年の延長を経て、令和8年度に納付金の100%を賦課総額とし、緩和措置を終了する。

② 保険料率における子ども・子育て支援納付金分の新設について

被保険者から徴収する保険料の納付に要する費用に、子ども・子育て支援納付金分を含めることとなったため、特別区基準保険料率においても基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と同様に、子ども・子育て支援納付金分の保険料率の算定を行う。

3 令和8年度特別区及び中央区における保険料率等の改定

		特別区			中央区		
		令和7年度	令和8年度	増減	令和7年度	令和8年度	増減
基礎分	被保険者数	1,698,978人	1,662,369人	▲36,609人	26,630人	26,384人	▲246人
	所得割率	7.71%	7.51%	▲0.20ポイント	7.71%	7.51%	▲0.20ポイント
	均等割額	47,300円	47,600円	+300円	47,300円	47,600円	+300円
	賦課限度額	660,000円	670,000円	+10,000円	660,000円	670,000円	+10,000円
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	-	64 : 36	65 : 35	-
後期 高年齢者 支援金分	被保険者数	1,698,978人	1,662,369人	▲36,609人	26,630人	26,384人	▲246人
	所得割率	2.69%	2.80%	+0.11ポイント	2.69%	2.80%	+0.11ポイント
	均等割額	16,800円	17,600円	+800円	16,800円	17,600円	+800円
	賦課限度額	260,000円	260,000円	+0円	260,000円	260,000円	+0円
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	-	65 : 35	65 : 35	-
介護納付金分	被保険者数	620,804人	608,534人	▲12,270人	11,350人	11,164人	▲186人
	所得割率	2.25%	2.43%	+0.18ポイント	2.25%	2.43%	+0.18ポイント
	均等割額	16,600円	17,800円	+1,200円	16,600円	17,800円	+1,200円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	+0円	170,000円	170,000円	+0円
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	-	63 : 37	63 : 37	-
子ども・子育て 支援納付金分	被保険者数	—	1,662,369人	+1,662,369人	—	26,384人	+26,384人
	所得割率	—	0.27%	+0.27ポイント	—	0.27%	+0.27ポイント
	均等割額	—	1,800円	+1,800円	—	1,800円	+1,800円
	18歳以上均等割額	—	73円	+73円	—	73円	+73円
	賦課限度額	—	30,000円	+30,000円	—	30,000円	+30,000円
	賦課割合	—	57 : 43	-	—	65 : 35	-
計	一人当たり保険料	192,238円	202,283円	+10,045円	223,341円	240,095円	+16,754円

4 令和8年度 収入別・世帯構成別保険料試算

(1) 年金受給者（65歳以上）

1人世帯〔世帯主（65歳）のみ〕

【保険料は（基礎＋後期＋子ども）】

年 収	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	900万円
R7年度	19,230円	100,160円	216,980円	390,139円	566,939円	757,259円
R8年度	20,121円	103,384円	222,599円	398,755円	578,615円	772,229円
対前年度	891円	3,224円	5,619円	8,616円	11,676円	14,970円
対前年度比	104.6%	103.2%	102.6%	102.2%	102.1%	102.0%

(2) 年金受給者（65歳以上）

2人世帯〔世帯主（65歳）＋配偶者（65歳収入なし）〕

【保険料は（基礎＋後期＋子ども）】

年 収	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	900万円
R7年度	38,460円	112,980円	281,080円	454,239円	631,039円	821,359円
R8年度	40,242円	116,798円	289,672円	465,828円	645,688円	839,302円
対前年度	1,782円	3,818円	8,592円	11,589円	14,649円	17,943円
対前年度比	104.6%	103.4%	103.1%	102.6%	102.3%	102.2%

(3) 給与所得者（65歳未満）

1人世帯〔世帯主（40歳）のみ〕

【保険料は（基礎＋後期＋介護＋子ども）】

年 収	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	900万円
R7年度	42,880円	193,285円	281,835円	476,645円	684,105円	918,130円
R8年度	25,461円	200,662円	291,732円	492,086円	705,450円	937,469円
対前年度	▲17,419円	7,377円	9,897円	15,441円	21,345円	19,339円
対前年度比	59.4%	103.8%	103.5%	103.2%	103.1%	102.1%

(4) 給与所得者（65歳未満）

2人世帯〔世帯主（40歳）＋配偶者（40歳収入なし）〕

【保険料は（基礎＋後期＋介護＋子ども）】

年 収	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	900万円
R7年度	83,230円	241,705円	362,535円	557,345円	764,805円	986,680円
R8年度	50,922円	251,585円	376,605円	576,959円	790,323円	1,004,542円
対前年度	▲32,308円	9,880円	14,070円	19,614円	25,518円	17,862円
対前年度比	61.2%	104.1%	103.9%	103.5%	103.3%	101.8%

(5) 給与所得者（65歳未満）

3人世帯〔世帯主（40歳）＋配偶者（40歳収入なし）

＋子（5歳収入なし）〕【保険料は（基礎＋後期＋介護＋子ども）】

年 収	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	900万円
R7年度	99,255円	209,310円	355,895円	589,395円	796,855円	1,013,530円
R8年度	60,702円	216,961円	368,735円	609,559円	822,923円	1,031,852円
対前年度	▲38,553円	7,651円	12,840円	20,164円	26,068円	18,322円
対前年度比	61.2%	103.7%	103.6%	103.4%	103.3%	101.8%